

明治前期埼玉県における小学校教員層の組成

—有資格教員の創出・配置状況と履歴にみる教員層—

教育学コース 加 島 大 輔

A Study of the Elementary School Teachers in Saitama Prefecture in Early Meiji Era:
An Analysis on Prefectural Measures and Teachers' Personal Histories

Daisuke KASHIMA

This paper attempts to describe the prefectural measures of appointing elementary school teachers and analyze teachers' personal histories in Saitama Prefecture in early Meiji Era. That time, the system of teacher employment was set by prefectural government and performed by "Gakumu-Iin" (school-affairs committee) at towns and villages.

In the first part of this paper I examined how the teachers were arranged on the schools. Next I showed the composition of the teachers by analyzing their personal histories.

Through these analyses, this paper concluded three characteristic points as follows. According to the prefectural government policy, each school had to have at least one teacher with qualification. "Gakumu-Iin" followed the prefectural regulations when they appointed teachers. And teachers who were young and worked for a short period of time were appointed to lower grades even though they had higher qualifications.

目 次

- 1 はじめに
- 2 明治10年代埼玉県の教員関係施策
 - 2 - 1 教員任用規程の制定
 - 2 - 2 有資格教員の確保と配置
- 3 教員任用文書の分析
 - 3 - 1 文書の概要
 - 3 - 2 教員に関する基本的な情報の分析
 - 3 - 3 町村の教員配置
- 4 おわりに

1 はじめに

本稿は、明治10年代の埼玉県を対象として、小学校教員、中でも有資格教員について、教員任用の方法と有資格教員の創出および配置の概況を検討し、さらに、同時期の教員履歴書等、町村学校関係者が任用にあたって提出した文書の分析から、教員層の組成を明らかにしようとするものである¹⁾。

小学校教員の任用は、市制町村制施行後の1890(明治23)年に公布された小学校令によって、戦前期に一貫する方法が採られることとなった。それ以前の明治10年代は、こうした制度一定前の模索期であったと考えられる。この時期、教員への資格付与や任用について、政府は大枠での基準を定めたのみであって、その具体的な実施にあたっては、府県が詳細な基準を定めねばならなかった。

先行研究ではこの明治10年代はどのように位置づけられているのだろうか。教育史研究において、この時期は教育令期と捉えられる。1879(明治12)年12月の第一次教育令は、「学制」による干渉的な教育政策が破綻したことの反省のうえに立って、学校教育の普及を目的としていた。そのため、学校の設置や廃止、教則、教員の任免が小学校の費用を負担する町村にゆだねられた。その結果、政策側には小学校教育が衰退するに至ったと認識された。事態を問題視した翌年の第二次教育令は「官僚を中心とする干渉主義と、天皇の側近を中心とする德育主義」が「文教政策の主軸」として展開される²⁾。うち後者は、のちの教育勅語体制との関

わりから論じられることが多い。また、前者については放任により衰退した小学校が、干渉主義によって就学率を向上させるなど「挽回」の過程と捉えられるのである。本稿と同様に、埼玉県に残された行政文書を扱い、この時期の教員に関する施策についてふれた倉沢剛の『小学校の歴史』でも同様の見解が示されている。ここでは、1881(明治14)年に埼玉県が第二次教育令の布達にともなって教員資格付与規程を改正したことが取り上げられている。そして、「改正教育令による挽回政策は」「教員政策の各側面を強化した」として、教員の「任免も俸額も、再び府知事・県令の権限へ引き戻した」ことを挙げている³⁾。

以上のような把握は、二つの教育令の相反する性格を強調するものであった。しかし、政策者の意図という視点からの把握であったために、小学校の設置維持が、両教育令においては一貫して町村の意向を反映して行われた点を見落としている。土方苑子は、埼玉県東松山市域を事例として、明治10年代の小学校の設置維持が町村の論理で規定されていることを明らかにした。土方がいうには、第一次教育令で「毎町村或ハ數町村聯合シテ公立小学校ヲ設置維持スヘシ」と定められた一方、第二次教育令では「修正されて、「府知事県令ノ指示」が必要となり、「学令児童ヲ教育スルニ足ル」という最低基準が設けられたが、それにもかかわらず、設置維持のあり方を基本的に規定しているのは、各町村がその主体である」点では一貫していたのである⁴⁾。

小学校の設置維持には、当然ながら教員の雇用を含んでいる。第一次教育令では、町村学務委員が個々の教員と契約を結んで雇用することになった。つづく第二次教育令は、「町村立学校ノ教員ハ学務委員ノ申請ニ因リ府知事県令之ヲ任免スヘシ」と規定している。これを、前述の倉沢は、任免権が府知事県令に移ったことを重視する。だが、二つの教育令ともに、どのような教員を雇用するのかは、町村学務委員を中心とする学校関係者の意向によったのである⁵⁾。本稿では、教員の任用には町村の意向が強く働いたことを重視する。

埼玉県には、1882(明治15)、83(明治16)年の2か年間のうちに行われた教員任用に関する文書が残されている。これらには、教員等級の判定と給与額の指定に認可を求める文書と、個々の教員が記入した履歴書とが含まれている。前者は、町村がその人物を教員に任用するにあたっていかに評価したのかを判断する一材料としての意味を持つものと思われる。さらに後者には、年齢や族籍といった基本的な情報のほかにも、卒

業した学校歴や従事した学問などが記載されている。この時期の一般的な教員像として、これまで「士族的教員」「寺子屋師匠的教員」などが語られてきている⁶⁾。本稿は履歴書等、教員個々人の情報の分析を通じて、新たな教員像の提示には至らないものの、より具体的な教員実態を探る端緒としたい。こうした教員の履歴を使用して教員層の実態を探る研究は、今後の事例蓄積が必要であると思われ、その意味でも本稿の分析はわずか2か年間の事例ではあるが、意義あるものと考えられる。

2 明治10年代埼玉県の教員関係施策

本稿が分析対象としているのは、1882(明治15)・83(明治16)年の2か年間に埼玉県庁に提出された公立小学校教員の任用に関する、個々の教員の履歴書を含む文書である。文書の詳しい内容については次章でふれることにするが、ここに記録された教員とは、師範学校卒業証書あるいは教員免許状を所持する、いわゆる有資格教員である。そこで、この文書に記録された教員任用が行われた当時の、有資格教員の創出・配置をめぐる埼玉県の施策について概要を把握し、あわせて履歴書等を分析する際の視点の提示を試みたい。

2-1 教員任用規程の制定

さきに述べたように、1879(明治12)年9月の第一次教育令では、小学校の設置維持を町村が担うようになり、小学校教員の任用も、各町村に置かれた学務委員と教員個々人との契約によることになった。そのため、埼玉県では、同年12月、教員任用に関する規程案を起草して、従前の「埼玉県学事通則」を改正することになった。改正にあたっては、「給与之金額ヲ以テ等級ヲ定める方法を改め、「学力ヲ以テ等位ヲ定メ、其給額ハ学務委員之契約ニ任せ、学力試問教員委嘱之方法ヲ定める」という方針が立てられている⁷⁾。起草された規程案は、「埼玉県公立小学教員委嘱規則」(以下「委嘱規則」と略称)として、教員資格付与規程である「埼玉県公立小学教員試問規則」(以下「13年試問規則」と略称)とともに文部省へ上申されている。これら二つの規程は、その後幾度かの文部省と県との間の往復を経て、ようやく翌年7月に埼玉県内に布達されている。

同年12月、第二次教育令が公布された。この教育令で、教員の任免権は、学務委員との契約から府知事・県令に移された。すなわち、「町村立学校ノ教員ハ学務委員ノ申請ニ因リ、府知事県令之ヲ任免スヘシ」、

「町村立小学校教員ノ俸額ハ、府知事県令之ヲ規定シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ」と定められたことから、上記「委嘱規則」は改正を要した。1881(明治14)年10月、新たに制定された「埼玉県小学校教員任免規則」(以下「任免規則」と略称)は、こうした規程の変化に応じた内容となっている。以下、「委嘱規則」と「任免規則」についてその共通点あるいは非共通点を、任用方法、給与額の規定、教員等級の三つの視点からみてみよう。

まず、任用方法についてである。

公立小学教員ヲ委嘱スルニハ、学務委員其町村人民ニ代リ戸長ト協議シテ契約条目ヲ定メ、被嘱人承諾ノ後其契約書写及ヒ被嘱人族籍姓名年齢履歴書ヲ添ヘ、戸長学務委員連署ヲ以テ郡長ヲ経テ県令ノ認可ヲ受クヘシ(「委嘱規則」第4条)

学務委員町村立学校長若クハ教員ヲ採用セント欲スルトキハ、第六条書式第一ニ掲リ郡役所ヲ経テ具状スヘシ(「任免規則」第2条)

前者では、教員の雇用は「町村人民」を代表した学務委員が教員個々人とのあいだに直接契約を結ぶことで成立していた。一方、後者では、学務委員は教員候補者を「具状」するのであって、契約書を取り交わすという手続きは行われない。これは、一応形式的には、県令に教員との契約に関する権限が移ったと捉えることが可能である。ところが、この転換は、あくまでも形式的なものにすぎない。というのは、教員候補者を選定するのは、学務委員や戸長などの学校関係者であることに変わりがないからである。少なくとも、埼玉県の行政文書中には不認可事例はみられず、県の関与できる範囲は、町村の任用申請が妥当なものかどうかを判断することに限られると考えられる。

給与額については、学務委員が教員個々人と契約を行っていた際には、教員の給与額もまた個々の契約にゆだねられた。「委嘱規則」では、「契約ノ条款ハ、左ノ書式ニ準シテ適宜ニ之ヲ定ムヘシ」(第8条)と、契約書の内容を例示した。それによれば「被嘱人ノ給料ハ(一ヶ年)(一ヶ月)金何程(毎年何回)(毎月何回)相渡スヘキ事」と、給与額のみならずその支給頻度も任意であった。一方、第二次教育令の府知事県令による教員俸給額規定について、1881(明治14)年6月には、文部省からは特段の達を行わないで、適宜規定するよう指示されている³⁾。これを受けて「任免規則」と同時に定められたのが「埼玉県町村立学校教員月俸規則」である。ここでは、給料の月額が教員等級に応じて示されている(表1)。「訓導」「準訓導」のみならず、無資格教員である「授業生」に至るまで、詳細に定めてある。

表1 「小学校教員給額表」

| | 上等給 | 下等給 |
|------|-----|-----|
| 一等訓導 | 30円 | 28円 |
| 二等訓導 | 25円 | 23円 |
| 三等訓導 | 20円 | 18円 |
| 四等訓導 | 16円 | 14円 |
| 五等訓導 | 12円 | 11円 |
| 六等訓導 | 10円 | 9円 |
| 七等訓導 | 8円 | 7円 |

「月俸規則」(第7条)より

教員の任用を「具状」する際には学務委員がこの表に沿った給与額を指定した。この給与表は、それまで任意とされた支給額に一定の枠をはめ、最低限の給与支出を支えたともいえる⁹⁾。

最後に、教員の職階にあたる教員等級については、無資格教員も含めて詳細に定められている。「任免規則」を中心にしてみてみると、まず、名称として「訓導(一等から七等)」「準訓導(一等から七等)」「授業生(一等から三等)」が設けられた。このうち本稿の分析対象である「訓導」は「師範学校卒業証書若クハ教員免許状ヲ有スル者」とされた¹⁰⁾。

この教員等級はどのように判定されたのだろうか。「委嘱規則」では、「訓導」を「師範学科卒業証書或ハ本県一等学術証書ヲ有スル者」と定め、その下位の「訓導補」を二等、あるいは三等学術証書所持者としている。他方、「任免規則」は「初任ノ例格」として「訓導」任用の際の基準を例示している。それによれば「高等師範学科卒業証書及高等科教員免許状ヲ有スル者」は、「五等訓導下等給以上」として、以下同様に中等科程度、初等科程度の有資格者については、それぞれ「六等訓導下等給以上」「七等訓導下等給以上」として定めている。

つまり、「委嘱規則」「任免規則」とともに、教員等級は教員自身の学科の程度がそれを左右している。変化しているのは、それが給与額と連動するようになったことである。いいかえれば、「委嘱規則」では、給与は個々の契約によるから、必ずしも教員等級の上下が給与の上下を意味しない。これを「任免規則」からみるならば、同時に「月俸規則」が布達され、等級ごとに給与額が明確に定められたから、教員等級の上下が、給与の上下をも意味していた。したがって、「任免規則」のもとでは、どの等級で任用するかということが、給与の多寡を規定するという意味で重要性を増したといえるのである。

表2 教員数・小学校数・試験合格者数の推移

| 年度(明治) | 有資格教員数 | 無資格教員数 | 小学校数 | 試験合格者数 |
|--------|--------|--------|------|----------|
| 12 | 1429 | 464 | 698 | |
| 13 | 206 | 1870 | 736 | 168(168) |
| 14 | 214 | 1802 | 732 | 200(368) |
| 15 | 597 | 1584 | 727 | 329(697) |
| 16 | 944 | 1657 | 727 | 154(851) |

各年『文部省年報』より
試験合格者については、各年合格者(13年度以降累計)を示している

2-2 有資格教員の確保と配置

次に、有資格教員の配置に関わって、1882(明治15)・83(明治16)年を中心についてみたいことにしたい。埼玉県内の教員数、小学校数、教員資格付与試験合格者数を表したのが表2である。この表からまずはまず、1879(明治12)年度から翌80(明治13)年度にかけて、およそ75パーセントいた有資格教員が、10パーセントにまで著しく減少しているのがわかる。埼玉県は、前述の「委嘱規則」施行にあたり、従前の有資格教員を制度上いったんすべて「廃止」した¹¹⁾。つまり、「13年試問規則」に合格しなければ無資格教員として取り扱ったのである。ところが、80(明治13)年度中に「13年試問規則」による試験合格者が168名、他に師範学校卒業生が8名もいるにもかかわらず、翌年度の有資格教員数は214名と、前年度と全くといってよいほど変化がない。この数字自体に疑問なしとはしないが、これを、小学校数に関わらせてみれば、79(明治12)年度時点で、一校あたり2名程度であった有資格教員は、翌年度および翌々年度にはおよそ0.3人である。明らかに有資格教員が配置されていない学校が存在する。県は、前述のように従前の教員を「廃止」したと同時に、「各校教員更ニ委嘱候迄ハ従前之通授業スヘシ」としている¹²⁾。この、各学校の教授活動に影響を及ぼすまいとしたことが、逆に任用手続きの進行を妨げたとも考えられる。各町村としては、実際に教授にあたる人物がただちに免ぜられるわけではなかったために任用手続きが遅れたとも思われる。

1882(明治15)年1月、県は「埼玉県学校幼稚園書籍館設置廃止規則」(以下、「設置廃止規則」と略称)を布達している。この「設置廃止規則」自体は、直接的に教員配置を主眼としたものとはいがたいのだが、関係すると思われるのは、規則の布達と同時にすべての小学校に対して指示したと考えられる、設置の手続きである。この手続きにあたっては、各学校に設置する等科、設備備品、位置に加えて、職員についても届け出ることとなっていた。

表3 「公立小学校改正一覧表」(明治15年)

| 種別 | 公立小学校設置同 | | 訓導任用小学 | |
|-----|----------|-----|--------|-----|
| | 既済 | 未済 | 既済 | 未済 |
| 6月 | 90 | 635 | 146 | 579 |
| 7月 | 138 | 587 | 189 | 536 |
| 8月 | 170 | 555 | 204 | 521 |
| 9月 | 304 | 421 | 266 | 459 |
| 10月 | 447 | 278 | 270 | 455 |
| 11月 | 556 | 169 | 313 | 412 |
| 12月 | 662 | 62 | 343 | 382 |

「埼玉県年報」「文部省年報」第十年報 242-243頁

同年の『文部省年報』に所収されている埼玉県の学事報告には、同年6月以降における「公立小学校改正一覧表」と題した表が掲載されており、これが上記「設置廃止規則」による「設置」手続きの結果の一部を示していると考えられる(表3)。ここでは、

客歳中ニ於テ設置ノ調査ヲ終リ並ニ合格ノ教員(教員資格付与試験に合格した有資格者—引用者)

ヲ任用シタル小学校ハ左表ノ割合ノ如シ

と述べ、表には、「訓導」すなわち有資格教員の任用手続きの終わった学校数と終わっていない学校数が対照されている。それを指令する文書は見出していないものの、この年、埼玉県は各公立小学校に少なくとも1名の有資格教員を配置しようとしたのではないかと考えられる。

しかし、表2にみたように、前年の1881(明治14)年までに試験に合格して教員資格を付与された者は368名にすぎず、有資格者が増加しなければ、一校あたり一名の有資格教員配置は困難である。これに関わって、同年3月には次のような布達を行っている。

本年一月甲第一号ヲ以、町村立私立学校設置廃止規則(「設置廃止規則」のこと—引用者)布達候ニ付テハ、差向正当之教員ニ差闇候虞モ有之、今回限左之四ヶ所ニ於テ考試官派出之上、別紙日割之通試問舉行可致候条、従来公私立学校在職之補助員ハ此際便宜ノ地ニ出テ試問相受候様、至急學務委

員へ通達方(並ニ試問場之準備)可取計此旨相達候事¹³⁾

「正当之教員」とは、有資格教員のことであろう。つまり、「設置廃止規則」による手続きがおこなわれた場合、有資格教員を配置できない場合が懸念されるために、臨時の教員資格付与試験を行うというのである。「今回限」と述べている点からも、「設置廃止規則」に関わっての有資格者増加策ということができる。この臨時試験は、各学校に在職する補助員つまり無資格教員を対象にするという。有資格者を雇用するには、当然ながら県へ「具状」する任用手続きが必要ではあるが、すでに在勤している者が資格を得れば、新たな教員候補者としての有資格者を確保するという手間は省くことができるから、確かに県の考える有資格者配置からすれば、より簡便な方法であったということができる。この布達案作成の際すでに、「小学教員試問之為メ考試官派出之儀、既ニ御裁可相成候」とされているから¹⁴⁾、「設置廃止規則」布達以後一ヶ月あまりの間には構想されている。この臨時資格付与試験のために、会場を四か所、「入間郡川越町」「秩父郡大宮郷」「大里郡熊谷駅」「南埼玉郡粕壁駅」に設置することが同時に指示された¹⁵⁾。各所で4日間の試験を行い、それに移動日を含めて、3月11日から31日までの20日間にもわたる事業となったのである。

この試験の結果だけとはいえないものの、82(明治15)年1月から6月の半年間のうちに教員資格を得たものは、前年一年間に匹敵する190人にのぼっている¹⁶⁾。同年後半期に資格を得たもの139人を合わせれば、同年中に資格を得たものは329人であった。そして、任用手続きの済んだ有資格教員は前年の214人に對し、2.8倍にのぼる597人となっている。それでも、12月の段階で有資格教員の任用が終わっていない小学校は382校残された。また、同年の小学校一校あたりの有資格教員数は0.8人と、前年よりも0.5人増加したもののまだ1人に満たなかった。

翌年には、埼玉県はさらなる有資格教員の確保へと乗り出しており、無試験での教員免許状付与を行っている¹⁷⁾。布達によれば、7年間以上教授に從事して高等科の卒業生を出した者か、あるいは5年間以上教授に從事して中等科の卒業生を出した者で、「現ニ小学校ノ教授ニ從事」する教員に対して取られた措置として行われた¹⁸⁾。この制度によって無試験で免許状を授与された者は、1885(明治18)年までに344人に上っている¹⁹⁾。

しかも、免許状有効期限の切れた教員について、「其

有効年限満ツルト雖、引続キ教授ニ從事スル者ニ限り、向フ六ヶ月間ハ訓導ノ任ヲ保続セシムルモノトス」として、その6か月の間に資格付与試験を受けるか、無試験授与の申請をするよう布達することを上申し、文部省に却下されている。1883(明治16)年4月、文部省は埼玉県に対し、「有効年限ハ最長ノ極度ヲ示シタルモノ」であるとしてこの方法を認めなかつた。とはいへ、文部省も有資格教員解雇という事態には「實際学校管理上不都合ノ場合モ可有之」と慎重であったから、「引続キ教授ニ從事セントスル者」には、次回免許状を授与する際に期限切れの時点にさかのぼってその効力を発するなどの方法を設けるよう指示している。文部省が問題としたのは法令上の有効期限であり、有資格教員の確保という点では埼玉県と見解が相違するわけではなかつた。こうした中で、果たして一校に一人配置されたかは確かめることができないが、1883(明治16)年には、一校あたりの有資格教員数は平均1.3人に達している。

以上みてきたように、1882(明治15)、83(明治16)年は有資格教員の配置と確保がすすめられた時期であったといえる。その一方で、教員資格は、試験検定による付与が行われていたのみならず、教職への從事年数によって無試験での授与がなされたことで、付与の方法と、資格それ自体の意味に二重性が生じつつあつたといえる。

3 教員任用文書の分析

3-1 文書の概要

ここで分析の対象とするのは、埼玉県に残された1882(明治15)年の「町村立学校教員任罷録」²⁰⁾および83(明治16)年の「教員具状書(処分未済)任罷録」²¹⁾である。いずれも、教員の任用にあたって学務委員から県令あてに提出された文書が綴られている。

1881(明治14)年の「任免規則」は、「学務委員町村立学校長若クハ教員ヲ採用セント欲スルトキハ(中略)郡役所ヲ経テ具状スヘシ」と定め、さらに「具状ハ履歴書ヲ添ヘ」こととした。そのため、現在残っている教員の進退に関する記録は、「月給」、勤務校名、教員等級を記した「具状書」と、個々の教員が書いた「履歴書」である。これらの書類は「任免規則」によってその書式が詳しく示されている。特に「履歴書」は、「族籍」「姓名」「年齢」「生所」「宿所」のほかに、

一 何年何月誰ニ就キ(或ハ何地何学校ニ於テ)何
学科修業及算術何々等修業等ノ事項ヲ詳細記載ス

表4 1882・83年人事件数

| 異動種別 | 実数 |
|-------------------|-----|
| 採用 | 411 |
| 辞職 | 54 |
| 昇任 | 164 |
| 転任 | 41 |
| 増俸 | 22 |
| 兼任辞令 | 1 |
| 給与額具状 | 1 |
| 不明 | 1 |
| 中学校関係 | 50 |
| 「昇任」「転任」「増俸」はのべ人数 | |

ヘシ

一 何年何月何学校何々拝命其後何年何月何学校何々ニ転シ現今マテ引続キ勤務セリ(或ハ何年何月迄何年間奉職)其他進退ニ關スル事項ハ詳細記載スヘシ

と、内容を詳細に記載するよう求められている。

ところで、これら「具状書」「履歴書」に記録された人事は、すべて「訓導」「校長」への採用、「訓導」「校長」の辞職・転任・増俸などである。それ以外の「準訓導」などの任用に関する履歴は含まれていない。当時、資格を有する教員が全教員の3割前後であったことからすれば、教員層の一部の情報ということになるが、教員層の動向の一端を知る手がかりになるものと思われる。

人事の事例件数を示しておきたい。まず、「訓導」への採用人事(校長を兼務する「訓導」を除く)が411件、辞職人事が54件である。また、昇任人事が164件、転任人事が41件、増俸が22件であり、これらは昇任と転任、転任と増俸など、同時に二つ以上の人事が行われている場合も含めたのべ件数である。それに、2校以上の兼任人事と、給与額を定めて「具状」した人事が各1件、教員の異動が不明な人事が1件の、のべ695件である(表4)。以下では、このうちの採用人事411件についてみていくことにしたい。

3-2 教員に関する基本的な情報の分析

A. 教員の年代と族籍

まず、基本的な点から順次確認していきたい。「訓導」は、どのような年代の人物によって担われたのであろうか。教育令は、教員の年齢について「教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上タルヘシ」と定めた。この埼玉県における事例でも、「訓導」採用の最低年齢は18歳である。また、最高年齢は65歳で、教員の年齢としては47歳の開きがあったことになる。

表5 年代別人数

| | 実数 | 割合 |
|------|-----|-------|
| 10歳代 | 103 | 25.1% |
| 20歳代 | 192 | 46.7% |
| 30歳代 | 61 | 14.8% |
| 40歳代 | 24 | 5.8% |
| 50歳代 | 3 | 0.7% |
| 60歳代 | 6 | 1.5% |
| 不明 | 22 | 5.4% |

表6 年代別にみた族籍

| 年齢 | 平民 | 士族 | 不明 |
|-------|------------|-----------|---------|
| 18、19 | 89(21.7%) | 12(2.9%) | 2(0.5%) |
| 20~29 | 138(33.6%) | 54(13.1%) | |
| 30~39 | 42(10.2%) | 19(4.6%) | |
| 40~49 | 17(4.1%) | 6(1.5%) | 1(0.2%) |
| 50~59 | 3(0.7%) | | |
| 60~65 | 6(1.5%) | | |
| 不明 | 13(3.2%) | 5(1.2%) | 4(1.0%) |
| 全体 | 308(74.9%) | 96(23.4%) | 7(1.7%) |

また、年代を18、19歳の10歳代と、20歳代から60歳代までの6段階に分けてみよう(表5)。すると、10歳代が全体の25.1%、20歳代が各年代最高の46.7%であり、これら比較的若い世代が全体の71.8%を占めている。特に10歳代は、18、19歳の2年齢だけであることを考えれば、割合としては非常に高いといえるだろう。このように、「訓導」は10歳代、20歳代という若い世代が中心となっていた。

それでは、彼ら10歳代、20歳代の教員は、どのような人物だったのだろうか。この点を、彼らの族籍からみると、10歳代では平民が8割以上である。20歳代でも、7割以上を平民が占めた(表6)。したがって、10歳代、20歳代の平民が中心となって教員層が構成されたと考えられる。この2年間の人事では、全体的にみても平民の占める割合が大きく、士族と平民の割合はほぼ1:3である²²⁾。また、当時、全国的に師範学校では士族層が多数を占めたとされ、平民層が進出してくるのは明治30年代のことである²³⁾。それに比較すると、すでに教授に従事している教員層においては、平民が早くも多数を占めていたといえる。

B. 教員の資格取得と学校歴

次に、教員の資格取得に関わって、学校歴をみてみることにしたい。資格取得の方法としては、師範学校卒業、教員資格付与試験がある。ほかに、埼玉県には

「講習学校」と呼ばれる教員速成機関が設置されて、1879(明治12)年6月に「現在在学生徒ノ卒業ヲ期トシ」てそれが廃止されるまで、258名の卒業生を輩出している²⁴⁾。

とりあえず、事例から学校歴を抽出し、平民と士族に分けてみてみると表7のようである。ただし、当時、義務教育である小学校と、他の学校階梯との接続関係はあいまいであった。したがって、小学校卒業が必ずしも他の学校の入学要件とはならない。しかし、教員資格付与という観点からすれば、師範学校卒業が優位であることにまちがいはない。次いで、埼玉県では上述の「講習学校」などの教員速成機関がそれにつづくといえる。そこで、師範学校卒業、速成機関卒業、小学校卒業、その他の学校卒業、学校卒業者以外に分類してある²⁵⁾。教員養成機関に限ってみれば、士族層でもっとも割合の高い学校歴はやはり師範学校である。対して平民層では、教員速成機関の出身者が多い。だが、士族層で師範学校出身者が比較的多いとはいえ、全体では411事例中49事例にとどまる。いかに試験検定による教員資格取得者が多数であったかといえば、およそ88%にのぼる(表8)。

そして、学校卒業者以外が平民では95名、士族では37名に上っていることも注目される。年代別にみた、学校出身者の割合は図1のとおりである。より年代が低いほど、特に10歳代では学校出身者の割合が多く、9割以上を占めている。「学制」施行からの経過年数が約10年であること、また学齢との関係があると思われ

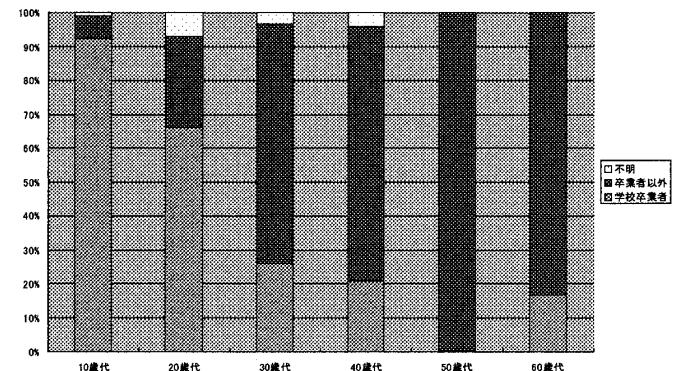
表7 族籍別学校歴

| 平民 | 実数 | 割合 | 士族 | 実数 | 割合 |
|------|----|-------|------|----|-------|
| 師範学校 | 28 | 9.2% | 師範学校 | 21 | 22.8% |
| 速成機関 | 82 | 26.9% | 速成機関 | 6 | 6.5% |
| 小学校 | 85 | 27.9% | 小学校 | 18 | 19.6% |
| 他の学校 | 3 | 1.0% | 他の学校 | 3 | 3.3% |
| その他 | 95 | 31.1% | その他 | 37 | 40.2% |
| 不明 | 12 | 3.9% | 不明 | 7 | 7.6% |

表8 教員資格の取得方法

| | |
|--------|-----|
| 師範学校卒業 | 49 |
| 試験検定合格 | 343 |
| 不明 | 19 |

図1 年代別学校出身者



る。というのは、10歳代では学校出身者の7割は小学校卒業者で占められているからである。一方、20歳代以上で目立つのは、学校出身者の少なさである。20歳代以上で、学校に在籍していない人物は、全体で38.8%であり、10歳代の1割に比べるとその対比は明瞭となる。教員中、学校出身者とそれ以外の人物を分ける区切りが、当時の10歳代と20歳代との間に存在した。

C. 「訓導」任用まで

上記のように、当時の教員層の状況としては、師範学校卒業者が少ないのみならず、比較的年齢の高い層では学校出身者以外が少なからず勤務していたといえる。こうした学校を卒業していない人物は、どのような経歴を経て教員になったのだろうか。表9によれば、勤務年数が長くなるほど学校卒業者の割合が減少する傾向にある。一方、学校出身者以外では、長期間勤務することによって「訓導」に任用される者が多いといえる。すなわち、何らかの学校に在籍した者は、勤務した期間が比較的短くとも「訓導」に任用されている。学校に在籍した経験のない者は、近代学校という場におけるさまざまなことがらは、それを教職に従事することで学んだと考えられる。また同時に、彼らはそうした近代学校における学習や生活といった様式を新しく作り出す存在でもあった。さらに、学校在籍者であるか、非在籍者であるかを問わず、資格を持たずに教職に従事した経験を持つ者は、全体の64%を占めている。

D. 従事した学問の問題

教員個々人から提出された「履歴書」には、さきに述

表9 勤務年数ごと学校歴

| | 0年 | 1~3年 | 4~6年 | 7~9年 | 10年 | 不明 |
|------|----|------|------|------|-----|----|
| 学校卒業 | 20 | 97 | 94 | 29 | 2 | 7 |
| それ以外 | 3 | 22 | 36 | 55 | 16 | 0 |
| 不明 | 0 | 4 | 2 | 8 | 2 | 7 |

べたように、在籍した学校歴のみならず、従事した学問についても詳しく記載することとされた。これらの記述から、当時、どのような学問を身につけた教員がいたのかをみてみたい。特に、学校非在籍者が3割に及んだ時期でもあり、重要な点であると考えられる。ただ、必ずしも「履歴書」の項目すべてが詳しく記載されているわけではなく、さらに、記入する個々人によって、従事した学問の分類・記入の方法は大変にまちまちである。そのため、ここでは近世的な学問としての和漢学に注目しておきたい。

各「履歴書」記載の従事した学問ごとに、次のような分類を立てた。①和漢学のみに従事、②和漢学と洋学双方に従事、③洋学のみに従事、④記載なし・不明、の四つである。これを示したのが表10である。和漢学のみ従事者がもっと多くなっている。また、それに和漢学・洋学双方への従事者を合わせた、のべでの和漢学従事者数は256人、411事例中の62.3%である。一方、洋学のみ従事者はわずかに2.4%となっている。

次に、これを学校歴ごとに分け、表11に示した。どのような学校歴の人物であっても、和漢学が多数を占めている。なかでも、学校出身者以外での和漢学従事率は高い。和漢学従事・和漢洋学従事・洋学従事の割合に族籍間での相違はみられない。また、年齢によるちがいもみられないことから、この時期任用された「訓導」が、その学校歴、族籍、年齢を問わず、和漢学を基礎的教養として身につけた人物を中心として構成されていたといえる。

3-3 町村の教員配置

さて、前述したように、埼玉県は「任免規則」のなかで、教員資格に応じた教員等級判定の基準として「初

表10 教員の従事した学問

| | 実数 | 割合 |
|---------|-----|-------|
| 和漢学のみ | 173 | 43.3% |
| 和漢学+洋学 | 78 | 19.0% |
| 洋学のみ | 10 | 2.4% |
| 記載なし・不明 | 145 | 35.3% |

表11 学校歴と従事した学問

| | 師範学校 | 速成機関 | 小学校 | その他学校 | その他 | 不明 |
|---------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|----|
| 和漢学のみ | 10(22.2%) | 42(44.7%) | 38(36.9%) | 4(57.1%) | 80(60.6%) | 1 |
| 和漢学+洋学 | 8(17.8%) | 9(9.6%) | 15(14.6%) | 2(28.6%) | 41(31.1%) | 0 |
| 洋学のみ | 0(0.0%) | 2(2.1%) | 3(2.9%) | 0(0.0%) | 5(3.8%) | 0 |
| 記載なし・不明 | 27(60.0%) | 41(43.6%) | 47(45.6%) | 1(14.3%) | 6(4.5%) | 22 |

表12 所持資格と任用等級の関係

| 訓導 | 三等 | 四等 | 五等 | 六等 | 七等 | 不明 |
|-------|----|----|----|----|-----|----|
| 高等科以上 | 1 | 5 | 45 | 5 | 2 | 1 |
| 中等科以上 | | | 31 | 72 | 3 | |
| 初等科以上 | | | 7 | 41 | 182 | |
| 初等科以下 | | | | 1 | 1 | |
| 不明 | | | 1 | 8 | | 5 |

任ノ例格」を示していた。これは、学務委員が教員任用を「具状」する際、その所持する資格に応じて等級判定を行う基準であった。では、実際にこの基準に従った等級判定がなされていたのだろうか。表12には、それぞれの等級と所持する資格との関係を示してある²⁶⁾。それぞれの等級と、所持する資格との関係をみてみると、七等訓導が初等科程度、六等訓導が中等科程度、五等訓導が高等科程度にほぼ対応していることがわかる。学務委員は、県の示した「初任ノ例格」に応じた登用を行っていたといえる。

その一方で、これから外れる人物が存在している。こうした人物は、なぜ基準に外れる位置にあったのだろうか。こうした事例が、学務委員など町村学校関係者の意図を反映するとも考えられる。そこで、ここでは「初任ノ例格」に外れる人物に焦点をあててみたい。

まず、「初任ノ例格」について再度ふれておこう。①高等科程度の資格所持者は「五等訓導下等給以上」、以下同様に②中等科程度では「六等訓導下等給以上」、③初等科程度では「七等訓導下等給以上」で任用するのを標準としている。①によれば、高等科程度の資格を有しながら六等訓導あるいは七等訓導に任用された者が、「初任ノ例格」からして低位に任用されている。そのうち、六等訓導に任用された、五つの事例について考えてみよう。5名のうち、師範学校卒業証書所持者が4名、高等科教員免許状所持者が1名である。師範学校卒業者でありながら、「初任ノ例格」に外れている。これら5名について、また目立つのは、年齢の低さと勤務年数の短さである。5名の年齢を挙げれば、低い順に18, 19, 19, 21, 22歳である。また、勤務年数については短い順に、0, 1, 1, 4, 5年となっている。平均で年齢19.8歳、勤務年数2.2年である。この、

表13 「六等訓導」に任用された人物

| | 逸脱事例 | 準拠事例 |
|------|--------|---------------------------------------|
| 事例数 | 5 | 113 |
| 所持資格 | 高等科程度 | 初等科以下 1、初等科程度 度 41、中等 科程度 72 |
| 年齢 | 19.8 歳 | 29.0 歳 |
| 勤務年数 | 2.2 年 | 5.8 年 |

年齢と勤務年数が、「初任ノ例格」から逸脱した等級に任用された要因ではないだろうか。

これを確かめるために、「初任ノ例格」に準じて六等訓導に任用された人物と比較してみよう。「初任ノ例格」に準じた任用を行われたのは、113名である。これらについて、同様に平均年齢と平均勤務年数を出してみよう。すると、年齢は29.0歳、勤務年数は5.8年になる。逸脱した事例と比較すれば明らかに年齢は高く、勤務年数も長い。これを学務委員など町村学校関係者の意向としてよみとるならば、つまり、彼らは長く勤務した教員よりも評価は低かったと考えられる。

4 おわりに

最後に、教員施策の概況の検討と教員履歴書等の分析の結果から、いくつかの点について確認しておきたい。

教員履歴書等の示す2か年間は、埼玉県が、有資格教員を増加させ、一小学校に一人以上を配置しようとしたと考えられる施策を実施した時期であった。こうした意図は、臨時の資格付与試験、あるいは長期間勤務して卒業生を送り出すという実績に基づいた、無試験での免許状授与などへと結びついている。たしかに、こうした施策は、教員確保に一定の成果を示したといえるが、一方で、教員資格は、教員としての「学力」を示すものとして創始された当初の意図からは外れるものとなっていたといえる。同時期にも、試験検定による教員資格付与は行われ続けたのであり、教員資格の意味には二重性が生じつつある時期であった。

このような時期、「訓導」には、10歳代、20歳代という若い世代の、しかも平民層が多数、教員として登用されていた。また、これらの世代で、何らかの学校を卒業した者が多くみられ、それ以上の世代では逆に、学校を卒業していない者の割合が高い。特に、10歳代

の9割が学校卒であり、教員層に近代学校の生徒を経験した人物が多く入ってきた時期とも考えられる。それでもなお、彼らの身につけていた学問は、世代を問わず和漢学であった。したがって、近代学校ではあっても、彼らは近世的な学問を基礎教養としていたのであり、近代学校としての内実が整っていたかどうかは、一考の余地があるといわざるを得ない。

また、町村の学校関係者は、ほぼ埼玉県の例示した基準に則った教員等級の判定を行っていた。他方、最も高い教員資格を持ちながら、基準に外れた教員等級に登用された人物も存在した。ここからは、町村が教員の年功といえるものを重視したとも読みとられる。これは、埼玉県が、無試験での資格付与を行ったことと、あるいは結果的に意図として一致するものであったといえる。

(指導教員 土方苑子教授)

註

- 1)本稿においては、すでに教員に任用された人物を「有資格教員」あるいは「無資格教員」と称する。また、「有資格教員」に加えて、資格保持者であっても教員に任用されていない人物を総称して「有資格者」とする。「無資格教員」と資格不保持者の総称が「無資格者」である。
- 2)土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』、1962年、講談社、307頁。
- 3)倉沢剛『小学校の歴史IV』、1971年、ジャパンライブラリービューロー、448~454頁。
- 4)土方苑子『明治前期町村と小学校の関係の歴史』(市史編さん調査報告第二十集、1979年、東松山市)、9頁。こうした視点は、「教育法令を構成する要因が一つではないということ」に着目している。すなわち、教育法令は「政治の一部として規定されると共に、国民の思想に係わり、人間形成に係わるという教育独自の性格にも規定される」(同書、11頁)。教育史研究が教育令期に重要な問題として捉えてきたのは、後者であるということができる。
- 5)この点は、土方も指摘している(土方苑子『近代日本の学校と地域社会』、1994年、東京大学出版会、39頁)。土屋前掲書でもこの教員任用方法が「学務委員の申請で發揮されるのであるから」「実際には地方有力者に抑えられる形となった」とする(317~318頁)。
- 6)こうした教員像は、唐沢富太郎『教師の歴史』(1955年、創文社)に示されている。また、陣内靖彦『日本の教員社会—歴史社会学の視野』(1988年、東洋館出版社)でも、明治10年代の教員関係法令を紹介し、「個々の具体的教師の姿から典型的なものを見つかり出し」た「教員類型」として、同様の教員像を提示している(同書、111~118頁)。門脇厚司の『東京教員生活史研究』(2004年、学文社、75~76頁)は、東京府を対象としながら、80(明治13)年以降、教員資格付与規程、任用規程、教員講習規程が制定され

- たことに言及し、規程制定後、より上位の教員資格を取得した教員が増えたことを挙げて、それを「質的向上」と位置づける(同書、75~76頁)。だが、資格の面での移動がただちに教員の質の向上であるとは言いがたい。
- 7)県行政文書、明5091、番外(1880年12月24日付)。史料の原文には読点が付されていない。以下、本稿中で引用した史料の読点は引用者の解釈において付したものである。
- 8)県行政文書、明1852-187.
- 9)埼玉県は当初、給与額について「公立小学教員ノ給料ハ一ヶ年金七十二円以上タルヘシ」との条文を「委嘱規則」に盛り込むことを意図していたが、文部省への伺の段階で削除されている。この条文が削除された経緯は明らかでなく、ただ案文に「削除」と朱書きされているのみである。県行政文書、明5091-59-7.
- 10)教授免許状所持者(教員資格付与試験の一科もしくは数科に合格した者)もまた、「準訓導」の名称で有資格教員の扱いを受けるのであるが、各年の『文部省年報』によれば、埼玉県ではこの「準訓導」任用が行われておらず、ここでは省略する。
- 11)「委嘱規則」布達文より、県行政文書、明5091-59.
- 12)明治13年埼玉県達乙第53号(1880年7月26日付)。
- 13)県行政文書、明5091-100、括弧内は「(此句ハ試問場アル郡役所ニ限ル)」と左側に記されている(1882年3月1日付)。
- 14)同上、布達案理由より。
- 15)同上、布達文より。
- 16)県行政文書、明5091-126によれば、1882(明治15)年7月から12月に教員資格を得たものは139人である。
- 17)同年中には80(明治13)年に付与された141名分の初等科教員免許状が無効となる。
- 18)県行政文書、明5091-128.
- 19)「埼玉県年報」「文部省年報」第十三年報 明治十八年、276頁。
- 20)県行政文書、明1859.
- 21)県行政文書、明1863.
- 22)1873(明治6)年には、「全教員の約六割が平民、四割が士族」であったという(埼玉県教育委員会編『埼玉県教育史』第三卷、1970年、370頁)。これに比較しても、平民層の教員が多い。
- 23)陣内靖彦「IV 明治後期における師範教育の制度化と師範学校入学生の特質」(石戸谷哲夫・門脇厚司編『日本教員社会史研究』、1981年、亜紀書房、128~135頁)。
- 24)県行政文書、明1852-59.
- 25)分類は、ここに示した順に、それぞれの学校歴を優先した。たとえば、師範学校卒業者で、速成機関も卒業した者については、師範学校卒業として扱った。同様に、速成機関を卒業し、かつ小学校を卒業した者は、速成機関をその学校歴としてある。また、「学校卒業者以外」とは、学校卒業の経験のない者を示す。
- 26)ここで、教員資格は、師範学校卒業証書、教員免許状(資格付与試験全科合格者)、教授免許状(資格付与試験の一科もしくは数科合格者)に分けられる。さらに、各等科ごとの判別を加え、初等科程度(初等師範学科卒業証書、初等科教員免許状および中等科教授免許状)、中等科程度(中等師範学科卒業証書、中等科教員免許状および高等科教授免許状)、高等科程度(高等師範学科卒業証書すなわち師範学校卒業証書、高等科教員免許状)と、初等科以下(初等科教授免許状)の四つに分類してある。